

【件名】

歩きたくなるまちづくりの推進について

【要旨】

区では、中野区都市計画マスタープランにおける都市整備の基本理念の一つに「豊かな暮らしを育む」ことを掲げ、自分らしい豊かな暮らしを地域全体で支えあう都市づくりを進めていくこととしている。

こうした都市づくりの実現に向けては、ユニバーサルデザインの推進や持続可能な活力あるまちづくりとともに、誰もが居心地がよく歩きたくなるようなまちづくりを進めることも重要な要素となっている。

この「歩きたくなるまちづくり」に関して、現状の区の考え方を整理したので報告する。

1 歩きたくなるまちづくりについて

（1）国及び都の動向

国は、都市再生の取組を更に進化させる必要性から、今後のまちづくりの方向性として「ウォーカブルなまちなかづくり」を掲げ、官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人中心の空間に転換・先導する、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出を目指している。

また、東京都は東京都都市計画区域マスタープランの中で、「道路の活用・再編を通じた人中心の魅力の高い空間の創出」、「誰もが集い、支え合う居場所等が至る所に存在する包摂的社会形成に留意したまちづくりの指針」などを示し、特に道路空間の活用は都が目指す都市像を創出するうえで重要な位置付けにあるとしている。

（2）現状の課題

区内には幅員が4mに満たない狭あいな道路が多く存在し、歩行者と車両（自転車等も含む）の動線が一部錯綜せざるを得ない状況が見受けられる。駅周辺などの人通りの多いエリアにおいても、放置自転車や不法占用物等が歩行者の通行の妨げとなっている状態が一部で生じており、継続した対応を行っているところである。

また、公園についても、老朽化した公園施設の更新や、時代やニーズの変化に応じた整備について、区民からの意見が寄せられているところである。

こうした状況において、公有地空間（道路、公園等）での取組を進めるとともに、区民等が安全で快適に過ごすことのできる空間の確保を一層進めていくため、公有地と民有地等のより一体的な活用のあり方について検討が必要となっている。

(3) 区の実施

区はこれまで、狭い道路整備、区道のバリアフリー化及び無電柱化の推進、各地域の公共交通サービス向上に向けた取組等の他、放置自転車対策や道路パトロール等の適切な実施により、安全で快適に歩けるまちづくりを進めてきた。

また、公園については順次施設の修繕・改修や防犯カメラの設置等を進めるとともに、中規模公園を対象とした再整備によって休憩施設や歩きやすい園路の充実を図るなど、多世代のニーズに対応した快適で魅力ある公園整備の取組を進めている。

区内各地区におけるまちづくり等においても、効果的な土地の高度利用等に伴い、新たなオープンスペースの創出に取り組んできたところである。

こうした取組等を含め、まちの魅力向上や安全で快適なまちの実現に向け、より一層注力していく必要がある。

2 歩きたくなるまちづくりに期待される効果

(1) まちの活性化

歩きたくなるまちづくりの推進は区民の外出を促すきっかけの一つとなり、子どもから高齢者までの多様な人々の交流が促進され、地域コミュニティの活性化につながる。また、来街者数や滞在時間の増加を促し、まちの賑わい創出にも役立つものと期待される。

(2) 区民の健康増進

区が取組を進めているスマートウェルネスシティの考え方においては、歩きたくなる魅力あるユニバーサルデザインのまちや、過ごしたくなる快適空間、活動・交流したくなる場づくりを進めることにより、人々が自律的かつ主体的に健康づくりを行い、社会的なつながりを広げていくことなどが示されており、区民の健康や生きがいにつながるまちの実現が期待される。

3 今後の取組の方向性

歩きたくなるまちづくりには、人々が「歩きたい」「過ごしたい」と感じることで、空間や居場所づくりが必要であり、今後区は庁内関係部署連携のもと以下の取組等を進め、区民等が歩きたくなる魅力あるまちの実現を図っていく。

(1) 公共的空間整備の工夫

- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインに基づく公共施設等整備の推進
- ・ 公共的空間（民間空地等を含む）において「賑わう」「憩う」「安らぐ」ことのできる場の確保
- ・ 歩行者と自転車等がともに快適に移動できるような環境の整備

(2) 民間空地等の利活用促進

- ・ 開発事業等における、より公共性が高く利用しやすい公開空地の整備誘導
- ・ 民間事業者等との連携による、柔軟かつ多様なオープンスペース活用の推進
- ・ 各種制度等の活用による、民間空地等のより効果的な創出と公共利用の推進